

## 西海市週休2日工事（営繕工事）実施要領

（趣旨）

第1条 この告示は、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている建設業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境の改善を図ることを目的として、市が発注する営繕工事における週休2日を推進するために取り組む労務費補正等の実施に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「週休2日工事」とは、次項に規定する対象期間内の現場閉所及び現場休息の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる水準に達する営繕工事である場合をいう。この場合において、現場閉所（現場休息）率の算定における現場休息日数には現場閉所日数を含むものとし、現場閉所及び現場休息の日を原則として土曜日及び日曜日としないときは、土曜日及び日曜日を受発注者間の協議により変更できるものとする。

（1） 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月において現場閉所（現場休息）率が28.5パーセント（8日／28日）以上と認められる状態。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の暦上の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所及び現場休息を行ったと認められる場合に限る。

（2） 通期の週休2日 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5パーセント（8日／28日）以上と認められる状態

2 この告示において「対象期間」とは、工事の始期以降に実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置、測量等をいう。）に着手した日（以下「工事着手日」という。）から実際に工事が完成した日（以下「工事完成日」という。）までの期間をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する期間は、対象期間に含めないものとする。

（1） 年末年始休暇（6日間）及び夏季休暇（3日間）の期間

（2） 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作のみを実施してい

る期間

(3) 工事の全面中止を行っている期間

3 この告示において「現場閉所」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して下請を含めた各発注工事単位で現場や現場事務所が閉所された状態であり、かつ、対象工事の元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者及び元請作業員をいう。以下同じ。）が労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条に規定する休日（以下「休日」という。）を取得した場合

(2) 降雨、降雪等の気象・海象条件により、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場の作業を中止し、元請技術者等が休日を取得した場合

(3) 次に掲げる作業など、受注者の責によらないと判断できるもので、予定していた休日に作業を行った場合

ア 市が、作業、現場パトロール、現場見学会等を要請した場合

イ 現場内にて災害又は第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合

ウ 周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合

エ 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合

4 この告示において「現場休息」とは、分離発注工事において次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 各発注工事単位で、現場事務所の作業を含めて1日を通して現場作業がない場合

(2) 降雨、降雪等の気象・海象条件により、現場事務所の作業を含めて、1日を通して現場作業がない場合

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象となる工事は、当初設計金額4,000万円以上の市が発注する営繕工事のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 災害復旧工事

(2) 工場製作が主たる工事又は材料費が工事費の大部分を占める工事等で、現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事

- (3) 供用を控える等工期に制約がある工事
- (4) その他週休2日工事を行うことが困難と判断される工事  
(週休2日工事の発注方法)

第4条 週休2日工事の実施方式は、受注者希望型（市が週休2日工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日工事として工事を実施するか否かを判断し、実施する方式をいう。以下同じ。）によるものとする。

2 市は、当初設計において、通期の週休2日を前提に、第6条第1項第2号に定める補正係数により労務費を補正し、工事費を積算して発注する。

3 市は、入札公告等及び現場説明書等に受注者希望型の週休2日工事であることを明示する。

(受注者の取組内容と市の確認)

第5条 週休2日工事への受注者の取組内容及び市の確認については、次のとおりとする。

(1) 受注者は、週休2日工事の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事指示及び記録簿で監督職員に協議（以下「当初協議」という。）するものとする。この場合において、週休2日工事として実施する場合は、月単位の週休2日又は通期の週休2日のいずれで実施するか明記するものとする。

(2) 受注者は、週休2日工事を実施する場合は、週休2日の取得計画を立て施工計画書の計画工程表等に記載し、市へ提出するものとする。この場合において、不測の事態等により計画工程に変更（土日作業等）が生じたときは、工事指示及び記録簿で変更計画工程表等とその理由を市へ提出するものとする。

(3) 受注者は、対象期間中、週休2日工事であることを看板等により現場に掲示するものとする。

(4) 市は、受注者より提出された計画工程表等又は変更計画工程表等（理由含む。）に記載された取得計画が適切であることを確認する。

(5) 受注者は、実施工程表等により、週休2日の取得計画の実施状況を取りまとめ、現場閉所（現場休息）計画・実績報告書（様式第1号）により月1回、監督職員へ報告するものとし、最終報告時は現場閉所（現場休

息) 計画・実績報告書(様式第1号)及び現場閉所(現場休息)実績集計表(様式第2号)により報告するものとする。

(6) 市は、施工中に施工プロセスチェック(工程管理)に基づき、出勤簿、出面表等を用いて現場閉所及び現場休息の実施状況を確認する。

(積算方法等)

第6条 週休2日工事における補正方法は、対象期間中の現場閉所及び現場休息の状況に応じ、次の補正係数により労務費(予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正するものとする。ただし、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)の労務費の補正については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について(改定)(令和6年3月22日付け国営積第13号)」(以下「通知」という。)を準用するものとし、とりこわし工事及び撤去工事(設備工事を含む。)の場合は、通知「表A-2 建築工事の補正率」における「仮設工事」を準用するものとする。

(1) 月単位の週休2日 1.04

(2) 通期の週休2日 1.02

2 積算による措置及び契約変更については、次のとおりとする。

(1) 当初協議において受注者が月単位の週休2日の実施を選択した場合であって、現場閉所及び現場休息の達成状況が月単位の週休2日を満たした場合は、補正係数を前項第1号に変更し、労務費補正分を増額変更する。

(2) 当初協議において受注者が通期の週休2日の実施を選択した場合であって、現場閉所及び現場休息の達成状況が月単位の週休2日を満たしたとしても、補正係数は前項第2号から変更しない。

(3) 現場閉所及び現場休息の達成状況が通期の週休2日に満たない場合及び当初協議において受注者が週休2日工事を実施しないこととした場合は、労務費の補正係数を除して労務費補正分を減額変更する。

(留意事項)

第7条 監督職員は、現場閉所及び現場休息の日の前日などに、現場閉所又は

現場休息の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

- 2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第15条その他の法律の規定に基づき、統括安全衛生責任者が選任されている場合であって、その者が職務を行うことができない場合の代理者を選任しなければならないときは、監督職員は、計画工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（下請業者への配慮）

第8条 受注者は、週休2日工事の実施に当たり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう配慮の上、下請業者への協力を求めるものとする。

（工事成績評価における評価）

第9条 市は、受注者が週休2日工事を実施し、月単位の週休2日又は通期の週休2日を達成した場合は、西海市建設工事成績評価要領（平成28年西海市告示第12号）に基づき考査項目運用表により評価を行う。

（補則）

第10条 週休2日工事の実施について、この告示に定めのない事項については、必要に応じ、受注者及び市の協議により定めるものとする。

- 2 市は、第4条又は第6条の規定にかかわらず、週休2日工事を実施する方法並びに見積及び積算に当たっての特記事項を定めることができるものとする。この場合において、市は当該内容を特記仕様書に記載するものとする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日以降に起工する営繕工事から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に起工を行った工事であって、入札執行及び見積執行の結果、落札者が決定しなかった工事について、この告示の施行の日以後に西海市建設工事入札制度要綱（平成17年西海市告示第93号）第8条第3項の規定に基づき改めて別に入札を実施する場合は、この告示の規定は適用し

ない。

様式第1号（第5条関係）

現場閉所（現場休息）計画・実績報告書

工事番号	
工事名	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

月	日	曜日	現場閉所 （現場休息） 計画	現場閉所 （現場休息） 実績	備考
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
	31				
	現場閉所 （現場休息）計				
	対象日計				

（注）備考には、振替日等を記入してください。  
「工事指示及び記録簿」に添付して提出してください。

様式第2号（第5条関係）

現場閉所（現場休息）実績集計表

工事番号	
工事名	

月毎の現場閉所（現場休息）計画・実績報告書から転記してください

現場閉所（現場休息）実績

令和 年	月	対象日数	実績	現場閉所（現場休息）率
合計				

※行が不足するときは行を複写してください

現場閉所（現場休息）率 =  /

（実績合計 / 対象日数合計） =

①月単位の週休2日	(28.5%以上/各月)
②通期の週休2日	(28.5%以上/通期)